

セクシュアル・ハラスメント のない大学にするために

快適な学園生活をめざして

- セクシュアル・ハラスメントとは？
- セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題なのでしょう？
- セクシュアル・ハラスメントになりうる言動とは？
- 大学の構成員として気をつけることは？
- セクシュアル・ハラスメントを受けたら？



セクシュアル・ハラスメントとは？

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。

相手方の意に反する性的な言動を行い、それに対する対応によって、修学、就労、教育又は研究を行う上で、利益又は不利益を与えること、また、これらの環境を悪化させることをいいます。

具体的には次のようなことをいいます。

- ① 性的な言動に従ったこと又は拒否したことを理由として、修学、就労、教育又は研究上で、利益又は不利益を与えること。（例えば、教育又は研究上の指導、評価、学業成績、就職あっせん、事務サービスの提供等に反映させたり、人事、勤務条件の決定、勤務の指揮に反映させたりすること。）
- ② 修学、就労、教育又は研究上で、利益又は不利益を与えることを条件として、性的な言動を行ったり性的に好意的な態度等を要求したりすること。

大学内では、学生及び職員等だけでなく一般来学者や委託契約などで働く人々に対する言動も対象となります。

また、大学外や勤務時間外において学生及び職員等に対して行う言動も対象となります。



セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題なのでしょうか？

- ① 修学、就労、教育又は研究上の条件において、不利益や差別をもたらします。
- ② 不快な環境で修学、就労、教育又は研究を余儀なくされることとなります。
- ③ 不利益な取扱いや不快な環境に耐えられず、退職や退学に追い込まれる場合もあります。
- ④ 身体や精神の健康を害することにもなります。

セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳や名誉を傷つけ、プライバシーを侵害し、性差別をもたらす、「基本的人権」に関わる問題です。

セクシュアル・ハラスメントになりうる言動とは？

1 性的な関心、欲求に基づくもの

- ★スリーサイズや容姿など身体的特徴を話題にする。
- ★体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言う。
- ★性的な経験や性生活について質問する。
- ★雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ★性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。
- ★性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ったりする。
- ★聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす。
- ★食事やデートにしつこく誘ったり、自宅までの送迎を強要したりする。
- ★ unnecessary 個人指導を行う。
- ★ヌードポスター等を貼ったり、パソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示したりする。



2 性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ★「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくても良い」などと発言する。
- ★成人に対して「男の子、女の子」、「僕、坊や、おねえちゃん、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- ★女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要したり、仕事や学業、研究上の実績等を不当に低く評価したりする。
- ★カラオケでデュエットを強要する。
- ★ゼミナールや職場の食事会等の席で、指導教員、上司等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要したりする。



大学の構成員として気をつけることは？

- ① お互いを一人の人間として尊重することが大切です。相手を自分より低い存在とみなしたり、場をわきまえず性的な対象としてとらえたりするところから、セクシュアル・ハラスメントは始まります。
- ② 相手が拒否したり嫌がったりしていることがわかったら、決して同じ言動を繰り返さないことが大切です。たとえ悪意からの言動でなくても同じです。
- ③ 不快な性的な言動であるか否かについて、いつも明確に意思表示がある（嫌だと拒否する）とは限らないことを認識しましょう。
- ④ セクシュアル・ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けないことです。
- ⑤ 公になったら恥ずかしいと思うような言動は、他の人がその場にはいないときも慎むようにしましょう。
- ⑥ セクシュアル・ハラスメントが見受けられる場合は、注意しましょう。
- ⑦ 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗りましょう。



セクシュアル・ハラスメントを受けたら？

- ① セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは状況は改善されません。嫌なことは相手に対してはっきりと拒否の意思を伝えることが大切です。
- ② 一人で我慢しないで、まず身近な信頼できる人に相談することが大切です。相談員への相談はその人を通じてもできます。
- ③ 山陽学園大学・山陽学園短期大学では相談体制を整えています。

